

マレーシア：薬物死刑囚を減刑

マレーシアで薬物を所持の罪で死刑判決を言い渡されていたシャルル・イザニ・スプラマンさんが、終身刑に減軽されました。

シャルルさんは、2003年大麻を所持していたところを逮捕され、2009年12月、死刑を宣告されました。マレーシアでは、薬物犯罪には死刑が適用されます。初犯のシャルルさんも、例外ではありませんでした。そもそも、薬物犯罪は、国際法が死刑適用もやむなしとする「最も重大な犯罪」には当たりません。

2月初旬に、メディアが「国王がスプラマンさんに科されている死刑を減刑する」と報じ、2月27日には管轄するセランゴール州のスルタン（州の元首）がスプラマンさんの減刑を発表したのです。

アムネスティ・マレーシア支部の事務局長は情報筋から、「シャルルさんに恩赦が下りた重要な要因は、あなた方アムネスティの存在がある。アムネスティがスプラマンの死刑に関心を寄せており、その結果、世界が注視していることを、スルタンは知っていた」ということでした。

シャルルさんの家族からは、「何ものにも代えがたい命を救ってくれたみなさんの活動に深く感謝します。あなた方のおかげで、家族に希望が戻りました。あなた方のおかげで、若者に人生が戻りました！」という喜びの声が届きました。



シャルルさんの母親(右端)と妹(その隣)とマレーシア支部職員

イスラエル：パレスチナ人記者4月に釈放へ

パレスチナ人ジャーナリストのムハンマド・アル=キクさんは2月初旬、イスラエル軍検事から行政拘禁命令を受け、勾留開始時からハンストを続けてきましたが、3月10日、当局が行政拘禁命令を更新しないことを決定したため、ハンストを中止しました。釈放は、4月中の予定です。

アル=キクさんは1月15日、襲撃犯とされるパレスチナ人の遺体の家族への返還を拒むイスラエルの対応に抗議するデモに参加後、帰宅途中に治安部隊に逮捕されました。2月6日、軍判事から6カ月間の行政拘禁命令を受けた時、起訴なしの勾留に抗議してハンストをすることを法廷で宣言しました。翌日、判事から行政拘禁命令を3カ月間に減軽する旨を知らされました。起訴なしの拘禁は不当だとして、勾留されたアル=キクさんは、ただちにハンストに入りました。行政拘禁命令は、不当に逮捕した被疑者を6カ月まで拘禁できるだけでなく、無期限に更新されることがよくあるのです。

一方、アル=キクさんの弁護人は2月7日、裁判所の決定に対し不服を申し立てました。3月9日の審理で、判事は軍検察に対して拘禁の根拠を示す追加資料を提出すること、また4月に失効する拘禁命令を更新するかどうかについての意思を裁判所に伝えるよう求めました。3月10日、検察は判事に更新しないことを伝えました。

更新しないという決定に対して、弁護人はアムネスティに次のように語りました。「これはムハンマドの勝利だと思う。ムハンマドは釈放されるし、無実が証明されたわけだ」と。弁護士はまた、アムネスティのキャンペーンがこの裁判の展開に与えた影響を強調して、「皆さんの取り組みに感謝します。皆さんの声明や手紙がムハンマドの勝利に貢献したと思う」と語りました。

本件に関するアクションはこれで終わります。アピールを送ってくださった皆さん、ありがとうございました。

日本：沖縄の活動家が釈放される

沖縄の米軍基地に反対する山城博治さん(64才)が、勾留されて約5カ月後の3月18日、ようやく保釈されました。

山城さんは昨年10月17日、沖縄県高江の米軍ヘリパッド建設に反対する抗議活動中に逮捕され、軽微の犯罪での逮捕・勾留を繰り返されて、5カ月も勾留されていました。初公判が3月17日にあり、その翌日に保釈されました。

山城さんは後日、アムネスティに直接電話で、次のように語っていました。「アムネスティの支援は新聞などで見ていて本当に心強かった。特に、保釈の前にこれ以上勾留が続くのであれば、アムネスティとしても運動を強めていくという記事が出て、その数日後に釈放となった。アムネスティの支援には本当に感謝している。日本の皆さんだけでなく、世界の皆さんに大変感謝しています」。

山城さんが保釈されたことを受け、緊急行動はこれで終了しますが、裁判の状況はこれからも注視します。

米国：庇護希望者入国認める

テキサス州ダラスの移民税関捜査局の収容施設に入っているサラ・ベルラン・ヘルナンデスさん(26才)は、国外退去命令を受け、不服を申し立てていましたが3月2日、釈放されました。

ヘルナンデスさんは母国エルサルバドルで、ギャングの抗争に巻き込まれ、暴行され、殺害の脅迫を受け続ける中、一昨年の11月、親族がいる米国に庇護を求めてメキシコ経由で入国しようとしたところ、入移民税関捜査局に拘束されました。米国在住の親族が、裁判があれば本人を出廷させることを確約しているにもかかわらず、「逃亡のおそれがある」として仮釈放を認めなかったのです。弁護人の話では、ヘルナンデスさんは今年2月初旬、収容所で倒れ、脳腫瘍と診断されて手術を受けた後、再び劣悪な収容所の環境に戻されました。その後も即時釈放を求めつづけた結果、逃亡する可能性はないとして、3月2日に釈放されました。

インド：ジャーナリストを釈放

拘束されていたジャーナリストのサントシュ・ヤダヴさんは3月9日、最高裁に保釈を認められ、釈放されました。

ヤダヴさんは、チャッティースガル州の特別公安法と違法活動禁止法に違反した容疑で2015年9月に逮捕され、起訴されました。仕事で同州の先住民と関わったことが問題視されたようでした。昨年11月に、弁護人が保釈を請求し、4カ月後の今年2月27日、保釈を認められました。

ヤダヴさんはアムネスティに、「アムネスティの活動に心から感謝します。何度も私に連絡をくれ、励ましてくれました」と喜びを語ってくれました。ただ、「ジャーナリストがいとも簡単に投獄されてしまう現状では、すぐに仕事に戻る意欲がわからない」ともしていました。

ギリシャ：ヌーリさんに“I WELCOME”を

ヌーリさんは、ギリシャのレスボス島の留置所に7カ月も勾留されています。



EUとトルコの協定に従って、トルコに強制送還するか否か、ギリシャの

決定待ちです。不安と長引く勾留で体は悲鳴をあげ、精神状態はかなり不安定になっています。強制送還は、国際法では違法です。ギリシャにヌーリさんを決して送還しないよう求めるメッセージを至急送ってください。詳細は、こちらをご覧ください。

<http://www.amnesty.or.jp/get-involved/ua/ua/2016ua223.html>

(または、アムネスティのウェブサイト内で「ヌーリ」で検索してください)

UA ニュース

発行:アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail:uaoffice@amnesty.or.jp
UA年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本